

児童手当・児童扶養手当制度の拡充について

令和6年6月12日に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことから、「こども未来戦略」で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一環として、児童手当および児童扶養手当が拡充されます。

令和6年10月分(12月支給分)から児童手当制度を拡充します

拡充内容

1. 支給期間を高校生年代まで延長します。
2. 受給者の所得によらず、対象児童全員が支給対象となります。
3. 第3子以降はより手厚く、支給額を1人あたり月1万5千円から月3万円に大幅増額します。
4. 多子加算のカウント対象年齢が22歳年度末までに延長します。**※1**
5. 支給月が年3回から年6回(偶数月)になります。**※2**

- ※1** 18歳年度末を経過してから22歳年度末までの子(平成14年4月2日～平成18年4月1日に生まれた子)について、親等に経済的負担がある場合は、上の子としてカウント対象となります(手当の支給対象にはなりません)。
- ※2** 12月支給分から児童手当支払通知書が送付されなくなります。支払状況は、通帳の記帳などでご確認ください。

問合先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

令和6年10月から

対象	児童手当(月額)	
0歳～3歳未満	1.5万円	
3歳～小学生	1万円	第3子以降
中学生	1万円	3万円
高校生	1万円	

所得制限なし

多子加算の例

子の年齢	算定	支給金額(月額)	子の年齢	算定	支給金額(月額)
21歳	第1子	—	23歳	カウント対象外	—
17歳	第2子	10,000円	17歳	第1子	10,000円
14歳	第3子	30,000円	14歳	第2子	10,000円

制度拡充に伴い申請が必要な場合があります

① 対象児童を養育している人で児童手当を受給していない人は、申請が必要です

亀山市に対象児童がいる世帯には8月に案内通知を送付しますので、申請期限までに同封の返信用封筒で市民課医療年金グループへご提出ください。

【対象世帯】

- ・中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代(平成18年4月2日～平成21年4月1日に生まれた子)の児童を養育している人
- ・所得上限を超過したことにより、児童手当の受給資格を喪失している人

※住民登録地が市外である高校生年代の子を養育している人や、所得上限限度額以上の所得があるためこれまで亀山市に児童手当の申請をしたことがない人など、市で対象世帯であることが確認できない人には申請書が送付されません。対象となる場合は、市ホームページなどで確認の上、申請期限までに申請してください。

※公務員の人(独立行政法人の職員、公益法人等への派遣職員等は除く)は、勤務先で申請してください。



市ホームページ
(児童手当)

② 児童手当を受給中で大学生年代の子を養育している人は、申請が必要です

児童手当を受給中の人は、原則としてあらためての申請は不要です。ただし、18歳年度末を経過してから22歳年度末までの子(平成14年4月2日～平成18年4月1日に生まれた子)を養育している場合は、その子を多子加算のカウントに含めるための申請が必要です。なお、子の人数が2人以下の場合は、多子加算の対象とならないため、申請は不要です。

亀山市から児童手当を受給中の人には8月に案内通知を送付しますので、申請期限までに同封の「監護相当・生計費の負担についての確認書」とその他の必要書類を返信用封筒で市民課医療年金グループへご提出ください。

※公務員の人(独立行政法人の職員、公益法人等への派遣職員等は除く)は、勤務先で申請してください。

児童手当は、父母等のうち主たる生計維持者が受給者となります。

※主たる生計維持者とは、父母等のうち、原則として恒常的に所得の多い人になります(共働きで所得がほぼ同じ場合は、税法上の扶養や健康保険の扶養等により総合的に判断する場合があります)。

申請期限 令和6年10月31日(木)必着(12月支給予定)

※申請期限を過ぎた後でも、令和7年3月31日(月)までは申請を受け付けます。ただし、申請期限を過ぎた場合や、審査において追加書類が必要になった場合などは、拡充分の児童手当が遅れて支給されます。また、令和7年4月以降に申請した場合は、申請した翌月分から拡充分を支給します。この場合、申請が遅れた月分の児童手当は支給できませんので、早めに手続きをお願いします。

令和6年11月分(1月支給分)から児童扶養手当制度を拡充します

問合先 子ども政策課子ども総務グループ(あいあい) ☎84-3315

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を育成している家庭(一人親家庭)などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

拡充内容

- 第3子以降の児童に係る加算額が第2子の加算額と同額に引き上げられます。

		令和6年4月～10月分	令和6年11月分以降
手当月額 第1子	全部支給	45,500円	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円	45,490円～10,740円
手当月額 第2子	全部支給	10,750円	10,750円
	一部支給	10,740円～5,380円	10,740円～5,380円
手当月額 第3子以降	全部支給	6,450円	10,750円
	一部支給	6,440円～3,230円	10,740円～5,380円

- 全部支給および一部支給に係る所得制限限度額が引き上げられる予定です。

所得制限限度額					
扶養親族等の数 (税法上の人数)	受給資格者（本人）				扶養義務者等 (受給資格者と同居している父母兄弟姉妹など)
	全部支給		一部支給		
	令和 6 年 4 月～ 10 月分	令和 6 年 11 月分以降	令和 6 年 4 月～ 10 月分	令和 6 年 11 月分以降	
0 人	49 万円	69 万円	192 万円	208 万円	236 万円
1 人	87 万円	107 万円	230 万円	246 万円	274 万円
2 人	125 万円	145 万円	268 万円	284 万円	312 万円
3 人以上	1 人につき 38 万円ずつ加算	1 人につき 38 万円ずつ加算	1 人につき 38 万円ずつ加算	1 人につき 38 万円ずつ加算	1 人につき 38 万円ずつ加算

●受給資格者本人とその扶養義務者の所得が所得制限限度額以上であるときは、手当の一部または全部が支給されません(世帯分離していても同一地番に住んでいると、扶養義務者になります)。

①現在一人親家庭等であるが、改正前の所得制限限度額を超過していたため児童扶養手当の手続きをされていない人は、申請が必要です

請求者の状況により必要書類が異なります。詳しくは、子ども政策課子ども総務グループへお問い合わせください。

②児童扶養手当受給中の人は、申請は不要です

現況届のお知らせを郵送する際に、改正された制度についての案内を同封します。

新たな手続きは必要ありませんが、**現況届の提出は必要です。**

※資格が認定されると、申請月の翌月分からの支給となります。

※申請は随時受け付けています。



市ホームページ
(児童扶養手当)